

認定こども園における施設型給付費等の額に係る法定代理受領について(令和6年度)

- 認定こども園しらほ園において法定代理受領した施設型給付費の額を、下表にて保護者の皆さんにお知らせします。
- なお、このお知らせに伴う保護者の皆さんへの給付や追加徴収などはありません。

令和6年度 認定こども園しらほ園における公定価格(一人当たり月額)

認定区分	クラス	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育標準 1号	満3歳児	0	0	0	316,720	315,740	315,740	323,420	323,440	323,440	315,740	315,740	335,960
	3歳児	264,870	264,870	264,870	258,150	257,170	257,170	264,870	264,870	264,870	257,170	257,170	277,390
	4歳児以上	245,220	245,220	245,220	238,500	237,520	237,520	245,220	245,220	245,220	237,520	237,520	257,740
保育認定 2・3号 標準時間	乳児	231,860	238,830	231,570	233,860	231,200	231,200	233,550	233,610	233,610	231,200	238,360	239,410
	1・2歳児	141,360	145,510	141,070	142,420	140,700	140,700	142,110	142,170	142,170	140,700	145,040	146,090
	3歳児	94,120	96,310	93,830	94,520	85,760	85,760	94,210	94,270	94,270	85,760	88,140	96,890
	4歳以上児	76,360	77,990	76,070	76,580	68,000	68,000	76,270	76,330	76,330	68,000	69,820	78,570
保育認定 2・3号 短時間	乳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1・2歳児	134,570	138,510	134,280	135,560	133,910	133,910	135,250	135,310	135,310	133,910	138,040	139,090
	3歳児	0	0	87,040	87,670	78,970	78,970	87,360	0	87,420	78,970	81,140	89,890
	4歳以上児	69,570	70,990	69,280	69,720	61,210	61,210	69,410	69,470	69,470	61,210	62,820	71,570

- ※ 法定代理受領した「施設型給付費」は、施設の定員、年齢保育の必要量等により決定される上記の「公定価格」から、利用者負担額を減じた額となります。
- ※ 3歳児以上子どものうち、副食費免除に該当する場合は、上記金額に4,700円を足した額が公定価格の額となります。

◎ 施設型給付費等の法定代理受領とは

2015年4月1日施行の「子ども・子育て支援新制度」では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業に対して財政支援を保障しています。給付について、保護者の皆さんへの個人給付を基礎としておりますが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、保護者の皆さんに直接給付せずに市から利用施設へ直接支払う仕組み、いわゆる法定代理受領の形式をとっています。